

議案第26号 小松島市休日診療所条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

例規総点検による見直しとして、地方自治法改正を受けた現行規定の整理を行うもの。

小松島市休日診療所条例(平成11年小松島市条例第16号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(<u>管理の委託</u>) <u>第9条</u> 休日診療所の設置の目的を効果的に達成するため必要と認めるときは、その管理を公共的団体に委託することができる。</p> <p>(規則への委任) <u>第10条</u> (略)</p>	<p>(規則への委任) <u>第9条</u> (略)</p>	<p>削る</p> <p>改正</p>